

# アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン

## ★ガイドライン策定の目的

- ・我が国のアニメは、国内外から高い評価を受けているが、その制作工程は多層構造となっており、下請代金法の遵守はもとより下請取引全般における適正化が求められるところ。しかし、発注に際しての取引条件の協議、発注書面の交付など改善すべき点も多いとの指摘もある。
- ・こうした状況を踏まえ、アニメーション制作業における取引の透明化を図り、親事業者及び下請事業者の双方にとって利益のある関係の構築を促すため、関係事業者の協力の下、本ガイドラインを策定した。

## ★下請代金法及び独占禁止法に抵触するおそれのある留意すべき取引事例

### （書面交付の義務）

- ・親事業者が制作過程で当初の発注内容を変更する際に、下請事業者に対して口頭のみで伝えた。  
→親事業者は、発注に際して具体的必要事項をすべて記載した発注書面を下請事業者に対して交付しなければならない。発注内容を変更する際も同様。

### （不当なやり直しの禁止）

- ・アニメーション作品の完成後、作品を見たスポンサーなどから修正指示が出たため、親事業者が下請事業者に対してやり直しを要請した。  
→親事業者が成果物を一旦受領したにも拘わらず、下請事業者に責任がないのに、その後無償でやり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害する場合は、「不当なやり直し」に該当する。

## ★望ましい取引事例

### （下請取引の管理）

- ・制作工程の発注管理システムを導入し、進行状況について親事業者の制作担当者が直接入力することにした。当該システムにより、発注書の発行の有無や、書類の不備についても確認をしている。

### （中間払い）

- ・制作過程の様々な調整のため、発注から納品までの期間が長期化する際、下請事業者から要請等があった場合には、完成品の納品前でも、親事業者が中間金として下請代金の一部を支払うことにしている。